

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第562号

2013年（平成25年）6月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策に関することに係る個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年(平成25年)6月3日付けで諮問（第562号）された農業行政の調査及び企画並びに農業振興対策に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外ものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに

伴う本人知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市では、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、昭和48年9月に藤沢農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定し現在に至っている。整備計画は農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、市の農業施策の根幹をなす重要な計画で、各事業はこれに基づいて実施している。

農振法第12条の2では、農業振興地域についておおむね5年に一度整備計画に関する基礎調査を現況及び将来の見通しについて行うものとされており、農振法第13条では基礎調査の結果により必要が生じたときは遅滞なく整備計画を変更しなければならないとされている。

前回平成19年度に基礎調査を実施し、現在、平成24年度からの基礎調査を実施している。農業振興地域について藤沢市では市街化調整区域のほぼ全域が指定されており、農業振興地域内の土地において農振法第8条第2項第1号に定められた農用地区域（以下「農用地区域」という。）を指定していくこととなる。農用地区域の指定にあたり農業振興地域内の現地調査をする際、及び整備計画策定後における農業振興地域内の土地利用の現況把握や、整備計画等の基本となる土地の管理図面に利用することにより農業行政全般の効率化を図ることができるため資産税課の保有する個人情報について収集し利用することについて諮問するものである。

(2) 収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報

資産税課が保有する個人情報のうち土地課税台帳及び土地補充課税台帳に記載された市街化調整区域（約5万2千件）の所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名及び所有者住所並びに地番図。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することの必要性について

整備計画の策定において農振法第12条の2に規定された整備計画に関する基礎調査の実施及び農林水産省が定める農業振興地域制度に関するガイドラインにある農用地利用計画の表示手段としての2,500分の1の平面図を作成するにあたり所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所、土地の形が必要になるが農業水産課では保有しておらず、これらの情報がないと整備計画の策定及び土地利用の現況把握等ができず農業行政に著しい支障が生じる。

藤沢市では農業振興地域について市街化調整区域のほぼ全域が指定

されていることから個別にこれら個人情報収集しようとする膨大な時間、労力、費用がかかってしまう。また、土地利用の現況把握についても田畑の面積を集計等する必要があり、現況をデータで保有している資産税課の個人情報を利用することが合理的である。

以上のことから、効率的、合理的に事務処理を進めるため資産税課が保有する個人情報のうち市街化調整区域の所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所及び地番図を収集し利用するものである。

(4) 個人情報の引渡し方法

- ア 所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所について：電子媒体（USBメモリ）による。
- イ 地番図について：次の(ア)～(ウ)の仕様で紙データによる。

(ア) 地区（町名毎）

用田，宮原，葛原，菖蒲沢，打戻，瀬郷，遠藤，長後，下土棚，高倉，円行，今田，西俣野，藤沢（立石・白旗・善行），亀井野，石川，大庭・稲荷。

(イ) 縮尺

1 / 2 5 0 0

(ウ) 地図の向き等

原則南北で用紙の上下を合わせる。範囲等詳細は協議のうえ決める。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回収集し、利用する個人情報は藤沢市内の市街化調整区域全域の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に記載された情報が約5万2千件になることから、目的外のために利用する個人情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから本人通知を省略するものである。

なお、市民へは広報に掲載することで個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用することについて周知を図る。

(6) コンピュータ処理の必要性について

今回収集し、利用する所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所は藤沢市内の市街化調整区域全域の課税台帳約5万2千件と膨大なデータ数になることからコンピュータ処理が必要となる。

(7) 安全対策及び日常的な処理体制について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努める。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

イ 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

ウ データについては、IT 推進課より CSV データで抽出してもらい、USB メモリに保存するが、保存する際には、第三者がデータを見ることのできないように圧縮フォルダにパスワードを設定し、USB メモリを受け取る。

また、USB メモリからデータを農業水産課のネットワークドライブに保存する際には、CSV データを圧縮フォルダに格納するとともに、当該圧縮フォルダにパスワードを設定し必要最小限の職員のみ利用とし、USB メモリ内の当該データについては削除する。

エ 地番図の管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

オ 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

カ 次回基礎調査時に再度データ及び地番図を取得し、今回取得するデータ及び地番図が不要になったときは、速やかに廃棄する。

(8) 実施年月日

2013年（平成25年）6月13日以降

(9) 提出資料

ア 地番図について

イ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

整備計画の策定において農振法第12条の2に規定された整備計画に関する基礎調査の実施及び農林水産省が定める農業振興地域制度に関するガイドラインにある農用地利用計画の表示手段としての2,500分の1の平面図を作成するにあたり所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所、土地の形が必要になるが、本市では農業振興地域について市街化調整区域のほぼ全域が指定されていることから個別にこれら個人情報を収集しようとするとは膨大な時間、労力、費用がかかってしまう。また、土地利用の現況把握についても田畑の面積を集計等する必要があるが、現況をデータで保有している資産税課の個人情報を利用することが合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回収集し、利用する個人情報は藤沢市内の市街化調整区域全域の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に記載された情報が約5万2千件になることから、目的外のために利用する個人情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率が著しく損なわれることから本人通知を省略するものである。

なお、市民へは広報に掲載することで個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用することについて周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回収集し、利用する所在町名、地番に係る現況地目、登記地目、現況地積、登記地積、所有者氏名、所有者住所は藤沢市内の市街化調整区域全域の課税台帳約5万2千件である。実施機関の口頭説明によれば、このような大量のデータを紙ベースで得られたとしても、限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となることである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策及び日常的な処理体制については、次のとおり個人情報の保護に努めるとしている。

- (ア) 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。
- (イ) 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。
- (ウ) データについては、IT推進課よりCSVデータで抽出してもらい、USBメモリに保存するが、保存する際には、第三者がデータを見ることができないように圧縮フォルダにパスワードを設定し、USBメモリを受け取る。
また、USBメモリからデータを農業水産課のネットワークドライブに保存する際には、CSVデータを圧縮フォルダに格納するとともに、当該圧縮フォルダにパスワードを設定し必要最小限の職員のみでの利用とし、USBメモリ内の当該データについては削除する。
- (エ) 地番図の管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。
- (オ) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
- (カ) 次回基礎調査時に再度データ及び地番図を取得し、今回取得す

るデータ及び地番図が不要になったときは、速やかに廃棄する。
以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上